

平成 2 5 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	平成 2 5 年 1 2 月 5 日 午前 1 0 時 0 0 分
* 閉会年月日時	平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 午後 4 時 2 4 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。平成 25 年第 4 回定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。大変寒い朝が続いておりますが、本日は小春日和のような穏やかな日であります。早 12 月となりまして、いよいよ年末となってまいりました。本年を振り返ってみますと全国的に異常気象の年であったように思われます。猛暑や集中豪雨あるいは突風、竜巻、台風により全国各地で浸水被害など自然災害が多発いたしました。そのようななかで、小海町においては大きな災害に遭わなかったことは何よりでありました。また各地で地球温暖化による猛暑などと心配がされているなかにおきまして、改めて小海町の自然環境の素晴らしさを実感した次第であります。そして町の基幹産業であります農業においては、野菜の販売価格が近年のなかでは、順調に推移したことは地域の経済にとって良い効果をもたらしてくれることと思われまます。このような平成 25 年でありましたが、本年も残り僅かとなってまいりました。このまま平穏なうちに年の瀬を迎え、新しい平成 26 年に繋がるように祈るところであります。さて、本定例会においては一般会計ならびに特別会計の補正予算および条例の一部改正、その他の案件が上程されております。議員各位におかれましては適切な審議と、円滑な議事進行にご協力を賜りますようお願いをする次第であります。ただ今の出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成 25 年第 4 回小海町議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。</p>
<u>日程第 1 「会議録署名議員の指名」</u>	
議 長	日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

	<p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第 8 番 鷹野雄之助君 及び 第 9 番 的埜美香子君を指名いたします。</p>
<p><u>日程第 2 「会期の決定」</u></p>	
議長	<p>日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本定例会の運営につきまして、去る 11 月 20 日及び本日午前 9 時から議会運営委員会を開催し、協議しておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。</p> <p>議会運営委員長 篠原恒一君。</p>
議会運営委員長	<p>ご報告いたします。本日招集の、平成 25 年第 4 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 11 月 20 日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は諮問 2 件、規約条例改正案 2 件、補正予算案 6 件の合計 10 件であり、会期は本日より 12 月 17 日までの 13 日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日、午後 5 時までとしますのでよろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全員協議会及び全員協議会終了後に現地視察を開催いたします。今のところ一般質問が 1 日で済めば 10 日午前 10 時から、2 日間の場合は 11 日の一般質問終了後に全員協議会、合同現地視察を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。なお本日の昼休み 12 時 30 分から議会運営委員会、および各常任委員長の合同会議を開催しますので併せてよろしくお願い申し上げます。なお緊急ではありましたが、本日午前 9 時より議会運営委員会を開催いたしました。協議内容につきましては、本定例会において受理しました請願第 3 号特定秘密保護法制定に反対する請願についての取り扱いについて協議をいたしました。本請願は、現在臨時国会で審議中であり、6 日の本会議の採決の前に小海町議会としての意思表示を早めにしたいため、本日上程から採決までとすることにいたしました。以上でございます。</p>
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり本日から 12 月 17 日までの 13 日間にしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
<p>(「異議なし」の声)</p>	
議長	<p>「異議なし」と認めます。したがって本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 13 日間と決定いたしました。</p> <p>なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>

日程第3 「町長招集あいさつ」

議 長	日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。 町長、新井寿一君。
町 長	皆さんおはようございます。平成25年も余すところ1か月を切り、何かと慌ただしい季節を迎えました。八ヶ岳連峰には雪がかぶり冬景色となり朝夕めっきり冷え込み、本格的な冬の到来となりました。そんななか本年最後の定例議会にあたりまして、招集のご挨拶と上程案件の概要につきましてご説明を申し上げます。まず本日第4回定例議会をお願い申し上げましたところ議員の皆様方にはお寒いなか、また公私共大変ご多忙のところご参集をいただきまして定刻に議会が開会できますことを厚く御礼を申し上げます。また敬老会、地区懇談会、東京近郊小海町人会、また先日の町長杯スケート大会、など常にご出席を賜りまして本当にありがとうございます。これからも新年早々の成人式、新年祝賀式、スケート大会等が予定されております。これらにつきましても、よろしくお願ひしたいと思います。さて国におきましては、ねじれ国会は解消されましたが、会期末を明日に控えた臨時国会では11月26日に衆議院本会議で可決された秘密保護法案審議が山場を迎え、国民の慎重論が高まるなかでの参議院での審議の行方を、国民は関心高く見守っております。我々は安倍内閣には、確かな経済の回復、TPP交渉、早期の災害復興など、国民の信頼と期待に、しっかり応える政治を求めているところでもございます。議長さんからもお話がございましたが、今年は夏の猛暑、台風、豪雨、竜巻等により災害が多発し、全国各地で大きな被害を受けてしまいました。被災地の皆様には心からお悔やみを申し上げるとともに、お見舞いを申し上げます。幸いにして小海町には大きな被害もなく平穏に生活できていることに、本当に有難く感謝をしているところでございます。これまた議長さんからお話がございましたが、そんな厳しい天候のなか、町の基幹産業の一つであります農業は、後程担当課長から野菜等の出荷状況を詳しく報告しますが、天候不順に農家の皆さんは大変なご苦勞をされましたが、その苦勞が徐々に報われる結果となりました。来年もと強く願っているところでございます。さて、早いもので町長1期目の任期が間もなく満了となります。この間、議員の皆さまには本当に絶大なるご支援、ご協力を賜り、ここまで来られましたことに対しまして、厚く感謝を申し上げます。立候補した時のお約束の実現、不断に湧きあがる町民の皆さんに密着した諸課題解決に積極的に取り組んでまいりました。その基本は町民の声を政策に反映させることを第1に長期振興計画と安定した健全財政を目指しながら、子育て支援と教育、新小海小学校の開校と素晴らしいスタートができたこと、産業振興、安心安全、地域の協働事業を進めてまいりましたが、いずれの施策も更に町民の皆さんが望む、確かな形を示していかなければなりません。1期

目の経験の上に、次の4年間も町政を私に担わしていただきたい、そんな形で町民の審判を仰ぎたいと決意をしたところでございます。特に旧北牧小学校の利活用と他の施設整備、定住促進と子育てしやすい町づくり、中部横断自動車道が仮称八千穂インターまで平成28年には供用開始される予定でございます。引き続き全線開通の早期実現に向けて、小海線の活性化等、新たな町づくりに、また保健、医療、福祉、教育、産業振興、協働の町づくりなど、少子高齢化、人口減少のなかにあって、地域活性化を図り住みよい安心安全な町づくりの実現に全力を尽くし、子どもから高齢者まで、どこでも笑顔の見られる温かい小海町を目指し、しっかりと取り組んでまいりたいと決意をしたところでございます。また併せて近隣市町村とともに特別養護老人ホーム美ノ輪荘の移転新築、そして斎場、ごみ処理場など広域で助け合いながら共同で実施してまいりたいと考えているところでございます。議員の皆様、町民の皆様方のご理解、ご協力、温かいご支援をよろしくお願いを申し上げます。結びになりますけれども、ソチの冬季オリンピックに身近な小海中学校卒業生の出場が大いに期待されております。夢舞台に立ち、我々が声援を送れるよう年末には明るいニュースが聞けることを願っているところでございます。それでは続きまして本定例会にご提案申し上げます議案につきまして議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。提案しました案件は、諮問2件、条例改正案2件、平成25年度補正予算案6件の10件です。諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、新津訓志委員の任期が3月31日に満了となりますが、引き続き再任をお願いしたいので、その同意をお願いするものです。諮問第2号も同じく、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、井出勝子委員の任期が3月31日に満了となりますので、引き続き再任をお願いしたく、その同意をお願いするものでございます。以上の2件につきましては、本日 可決決定をお願い申し上げます。次に条例改正案につきまして申し上げます。議案第31号の南佐久環境衛生組合規約の変更につきましては、佐久穂町の佐口農業集落排水事業が南環公共下水へ、平成26年度移管されるのに伴い、一緒に継承されます事業債の債務、未償還金の返還は、これを継承した組織町村が負担するという特別負担金の規約変更について、議会の議決を求めるものでございます。議案第32号の小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、観光交流センターに電気自動車の充電器を新たに設置するのに伴い、その使用料について小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正し、使用料を定めるものでございます。続きまして、補正予算案について申し上げます。議案第33号の平成25年度小海町一般会計補正予算第3号につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ1億584万円を追加し、総額を37億6,248万1千円とするものでございます。主な補正内容は、歳入につきましては普通交付税を3,440万5千円増

額し、負担金で開発公社人件費分 218 万円、制度改正等による鳥獣害防止対策事業の受益者負担金 206 万 3 千円減額、 国庫支出金で台風 18 号災害の公共土木災害復旧費 1,200 万円、農林災害復旧費 200 万円、国の経済再生に向けた緊急経済対策事業、地域の元気臨時交付金 3,500 万円、県費補助金、子ども子育て新制度に対する安心子ども基金 349 万 9 千円をそれぞれ新規に計上いたしました。同じく県費補助金で、鳥獣害防止対策事業 148 万 2 千円を減額し、財産売却収入で法定外公共物払下げに伴い 117 万 9 千円、雑入で電気自動車充電器設置補助金 730 万円、町債で台風 18 号災害に伴う災害復旧事業債 1,000 万円をそれぞれ計上するものなどです。歳出につきましては総務費では、10 月の人事異動及び職員不祥事に伴う給与費の減額 323 万 6 千円、フィンランドヴィリツジの解散清算、第三者への建物譲渡により、取り壊しが回避されたため解体費 840 万円を皆減、農業委員の任期満了に伴う委員選挙費 161 万 5 千円を新たに計上いたしました。民生費では、暖房費等の値上げに対する低所得者、子育て世帯への生活応援券交付事業で 530 万円を新たに計上させていただきました。特別会計の精算で、国保、介護保険会計への法定繰出分 191 万 8 千円を増額し、後期高齢者医療負担金 279 万 9 千円を減額、心身障害者福祉費国庫負担金の前年度精算に伴う償還金 366 万 4 千円増額、子ども子育て新制度導入に伴う保育料算定システムの改修費に新たに 350 万円を計上するものなどがございます。保健衛生費では、佐久医療センター建設補助に上田広域の財政支援が追加決定したため 645 万 5 千円、保健師賃金の精算により 215 万 2 千円を減額、町営住宅で修繕費 150 万円を増額するほか、老朽化した大畑 2 階建て住宅 3 棟の解体設計費及び工事費を新たに 1,194 万円を計上したものなどがございます。農林水産費では、鹿柵等鳥獣害防止対策事業の制度改正等により、賃金分 217 万 3 千円の減額、県営中山間事業の事業増に伴い 225 万円、鹿等の個体調整事業で捕獲数の増に伴い、有害鳥獣駆除謝礼金 400 万円、造林事業で嵩上げ補助分 150 万円をそれぞれ増額するものがございます。商工費では、観光交流センターの光熱費のうち、電気料灯油代の値上がりにより 240 万円を増額し、次世代自動車インフラ整備事業による電気自動車充電器の設置事業に 800 万円を新たに計上するものなどがございます。土木費では、地区要望に対する追加事業として、集落内の道水路等の修繕費 500 万円、小倉原線道路改良舗装工事の事業増により工事費 600 万円を計上いたしました。消防費では、第 3 分団の消防積載車購入及び土村見晴台の防火水槽設置事業の精算により 354 万 9 千円を減額いたします。教育費では、総合センターホールの照明器具等の更新 LED 化に伴い 180 万円、中部横断道路の残土埋め立てにより、再整備された町営グラウンドへのトイレ棟建設費 3,500 万円を新たに計上するものなどがございます。災害復旧費では、台風 18 号災害に伴う、道路橋梁復旧費 2,520 万円、農林施設復旧費 1,560 万円をそれぞれ計上するものなどが主な補正内容で

	<p>ございます。続きまして議案第 34 号の平成 25 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号につきましては、歳入歳出の総額からそれぞれ 320 万円を減額し、総額を 5 億 5,080 万円とするものです。主な補正内容は、給付減による保険給付費の減額及び過年度交付金の返還金等が歳出の主なものでございます。歳入では繰越金の計上のほか、給付に見合う財源の計上をいたしました。議案第 35 号の平成 25 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ 451 万 9 千円を追加し、総額を 6 億 2,571 万 9 千円とするものでございます。主な補正内容は、居宅介護給付費等の保険給付費の増額によるものなどで、それぞれに応じた所要財源を計上するとともに、不足する財源を補填するため基金 544 万 3 千円の繰入れをいたしました。議案第 36 号の平成 25 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ 92 万 8 千円を追加し、総額を 6,432 万 8 千円とするものです。主な補正内容は、繰越金の計上と後期高齢者医療連合納付金の精算によるものです。議案第 37 号の平成 25 年度小海町農業集落排水特別会計補正予算第 2 号につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ 51 万 5 千円を追加し、総額を 6,450 万 5 千円とするものでございます。主な補正内容は、電気料等の増額によるもので、財源に基金繰入れをいたしました。議案第 38 号の平成 25 年度小海町水道事業会計補正予算第 1 号につきましては、収益的支出を 239 万 1 千円減額し、収益的支出の総額を 8,760 万 9 千円とし、資本的支出を 74 万円追加し資本的支出の総額を 3,256 万 9 千円とするものでございます。主な補正内容は、収益的支出で 10 月の人事異動による給料の減額と、資本的支出で本間川配水池移設に伴う地質調査費の増額が主なものでございます。以上、本定例会にご提案いたしました議案について概要を申し上げます。よろしくご審議を賜り、可決決定をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。</p>
<p><u>日程第 4 「諸般の報告」</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第 4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程綴りの 4 ページ及び 5 ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします その他、報告事項のある方はお願いします。 以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
<p><u>日程第 5 「行政報告」</u></p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第 5、「行政報告」を行います。</p>

	<p>町長から行政報告をお願いします。</p> <p>町長、新井寿一 君</p>
町 長	<p>それでは行政報告をさせていただきます。議事日程綴りの 6 ページから 10 ページに記載させていただいておりますけれど、その中から 6 点報告をさせていただきます。まず 1 点目でございますが、地区懇談会につきまして 10 月 16 日から 11 月 13 日まで 11 会場において開催いたしました。議員の皆様にもご出席をいただきましてありがとうございます。それぞれの会場において多くのご意見を頂戴いたしました。旧北牧小学校の利活用についてご説明を申し上げ、多くのご意見を頂戴しましたので、それを踏まえて精査し、計画案を現在まとめております。その他の出された意見と併せて内容等については全員協議会でご報告を申し上げます。即対応すべき事項は今回の補正予算にもお願い申し上げてあります。検討を要する事項、難しい課題等は精査し、しっかりと対応をまいります。続きまして 2 点目でございますけれども、株式会社シャトレ ゼ八ヶ岳さんとのスキー場、ゴルフ場等の地上権及び賃貸借の契約が今年度末を以って満了となります。地代交渉委員会 5 名によりまして更新の交渉を行なってまいりました。第 3 回の定例議会で申し上げたとおりでございますが、その後 10 月 30 日に第 3 回の委員会を開催し、各団体の協議結果を報告し中込社長さんより、現状維持で契約を引き続き締結をお願いしたい旨の会社役員会での報告を受けました。お互いに 1 銭でも高く、あるいは 1 銭でも安くといった気持はありましたが、関係団体とも現状維持で承諾し合意をいたしました。会社側も今後も経営努力により、経営の安定化と町の発展に寄与していく、地権者とともに発展に協力していくことを確認し合いまして、今月中に本契約を締結することを決定いたしました。続きまして 3 点目といたしまして、9 月 15 日から 16 日の豪雨をもたらした台風 18 号の災害について 11 月 20 日、21 日に公共土木の災害査定、12 月 2 日に農林土木の災害査定が、各 4 箇所計 8 箇所実施されました。その結果に基づき今定例会補正予算でお願いをし、復旧工事を年度内に完了させてまいりたいという考え方でございます。ご協力をお願い申し上げます。なお箇所等につきましては補正予算の審議のなかでご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。また昨日 4 日でございますが、会計検査院による農林 1 課の会計実施検査が町の 4 事業について役場で行われました。的確に処理されていることをお認めいただいたところでございます。次に 4 番目といたしまして、フィンランドヴィリッジのその後につきましては、新たな賃貸借者との話がまとまりました。名古屋市のサウナスパ協会の専務理事とフィンランドヴィリッジ地権者畠山源一郎氏と 11 月 28 日に契約を締結いたしました。町はその仲介を行なってまいりましたが、契約には町は一切関与せず、個人対個人として将来の建物の取り壊し等それぞれの責任</p>

	<p>において契約の締結をしていただきました。これによりまして、取り壊しの予算につきましては今補正予算第3号におきまして皆減することにより、フィンランドヴィリッジと町の関係は全て解消されますが、新契約者のサウナSPA協会の米田専務理事とは観光や交流人口の増加に向け、協力し合ってまいりたいと考えているところでございます。また音楽堂等の土地につきましても、これまで長年地代の見直しを議会から求められておりましたが、坪1,200円であった地代を、これからは坪600円で契約の締結をしたところでございます。長年ご議論を頂戴しましたが、ようやく解決ができて、皆様のご支援、ご理解に心から御礼を申し上げます。最後に松原湖湖畔に建立されました北風小僧の寒太郎の歌碑にセンサーにより歌が流れる施設が、松原区の全面的なご支援により設置されまして10月13日にお披露目式が行われました。作詞されました山川啓介氏の歌が生れた思い出深い季節となりました。補正予算でこれまたお願い申し上げますが、3月には小学校でコンサートを予定しております。また11月6日からは高原美術館において小海ゆかり作家展の企画展が開催されております。併せまして是非とも足を運んでいただければ有難いとお願いをするところでございます。私からは以上6件報告させていただきます。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。 ほかに、行政報告がありましたらお願い致します。</p>
<p>総務課長 [佐久広域連合第3回定例会の報告] [長期振興計画審議会の報告] 町民課長 [南佐久環境衛生組合議会第2回定例会の報告] [介護保険懇話会の報告] [町営路線バス運営審議会の報告] [南佐久環境衛生組合議会第2回臨時会の報告] [民生児童委員の報告] 生涯学習課長 [美術館協議会の報告] 教育長 [中学校組合議会第2回定例会の報告] [中学校組合議会第2回臨時会の報告] 産建課長 [野菜花卉出荷状況の報告]</p>	
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・所長・専門幹であります。 ここで午前11時20分まで休憩といたします。 (時に11時05分)</p>
(休憩)	
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。 (時に11時20分)</p>

議案の上程

議	長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、諮問第1号、諮問第2号及び請願第3号については上程から採決まで、議案第31号から議案第38号までは上程から付託までといたします。 それでは、順次議案を上程いたします。
---	---	---

日程第6 諮問第1号

議	長	日程第6、諮問第1号 「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
---	---	--

(事務局長朗読)

議	長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
---	---	-----------------------------------

町	長	只今上程されました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきまして提案理由を申し上げます。土村旭町在住で64歳の新津訓志氏を人権擁護委員として再任をお願いするものでございます。行政を進めるなかで多くの職を多くの皆様にお力添えいただきまして成り立っております。人権擁護委員は目に見えない重要かつ地道な活動を頂戴している役職のひとつでございます。また人権擁護委員の使命は町民の基本的な人権が侵害されることのないように監視、指導、相談、人権尊重の思想の普及や高揚を図る公職であり、町の推薦により法務大臣が任命いたします。新津訓志氏は皆さん既にご承知のとおり副町長としてご活躍いただき、人権意識が高く、広く社会の実情に精通しており、人権擁護委員に最適任者であり、1期3年を委員として立派に職務を全うしていただきました。引き続き委員として推薦するに当り議会の皆様のご同意をお願い申し上げます。
---	---	--

議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
---	---	---

(質疑なし)

議	長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
---	---	---

(討論なし)

議	長	これで討論を終わります。 これから諮問第1号を採決します。 本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。
---	---	--

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって諮問第 1 号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。
<u>日程第 7 諮問第 2 号</u>	
議 長	日程第 7、議案第 2 号、 「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	只今上程されました諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦につきまして提案理由を申し上げます。芦谷在住で 68 歳の井出勝子氏を人権擁護委員として再任をお願いするものでございます。人権擁護委員の使命とは先程申し上げましたとおりでございます。井出勝子氏は行政に精通しており、地域活動や文化グループ等でまとめ役として信頼も厚く、1 期 3 年を委員として立派に職務を全うしていただきました。経験、人柄、人権識見も高く、相談や適切な処置が求められる人権擁護委員に適任者でありますので、引き続き委員として推薦に当りまして議会の皆様のご同意をお願い申し上げます。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。 これから諮問第 2 号を採決いたします。 本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって諮問第 2 号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。
<u>日程第 8 議案第 3 1 号</u>	
議 長	日程第 8、議案第 31 号

	「南佐久環境衛生組合規約の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
10 番議員	起債の償還、未償還に関する条例改正ということではありますが、残額が 1 億 3,900 万円程ということですが、今の段階では何年計画になっているのか分かるでしょうか。
町民課長	元金が 1 億 1,588 万 6 千円、利子が 2,385 万 5 千円ということですが、償還完了年度については手元に資料がございませんので後程ご説明申し上げたいと思います。
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 9 議案第 32 号</u>	
議 長	日程第 9、議案第 32 号 「小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(温泉専門幹説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
3 番議員	電気自動車の充電料金が 1 回 500 円とありますが、この料金は回数 1 回幾らという設定になるのですか。
温泉専門幹	例えば温泉や美術館に来ていただきまして、1 回約 1 時間半位かかりますが、1 回の充電料金が 500 円ということでございます。
4 番議員	松原の高原美術館にスタンドを設けるとのことですが、どのような理由でその設置場所を選定したのかをお聞きいたします。
温泉専門幹	資料綴りの 2 ページをご覧いただきたいと思います。上から見た平面図でございまして、八峰の湯が右下にございます。中央辺りに高原美術館がございま

	<p>す。高原美術館の一番右下に階段があり、これは展望台に行く階段でございますが、その前に充電器を設置する予定でございます。</p>
4 番議員	<p>私は松原の美術館はそれ程通行量が多くないと思います。もっと通行量の多い場所に設置すべきではないかと。例えば町の駅とか、その方が利用者が多いのではないかと思います。冬場になると観光客もそんなに通らないということのなかで、設置場所が本当にそこで良いのかという疑問があります。</p>
温泉専門幹	<p>ここに設置する理由でございますが、八峰の湯は年間約 16 万人位の皆様が来ておりまして、夏場や連休等が多いのですが、冬場になってもある一定のお客さんが来ております。冬になりますと美術館は休館しますが、八峰の湯は年中無休で営業しておりますので、ここで充電が可能になるということで、充電時間は 1 時間少しかかりますが、その間に八峰の湯に入らせていただきまして、食事等をしていただきまして過ごしていただきたいと考えております。充電器ができますと、全国的にインターネット等で八峰の湯の所で充電ができるという宣伝にもなりまして、電気自動車をお持ちの方も安心して来られるというような宣伝効果もあるということも設置箇所の選定理由でございます。</p>
4 番議員	<p>私は設置場所について、再検討をしていただきたいと要望いたします。</p>
5 番議員	<p>26 年 3 月 1 日からということになっておりますが、国の補助金が 3 分の 2 で、3 分の 1 が主要自動車メーカーで助成する事業だと思っておりますが、この使用料の 500 円は自動車メーカーにいくという話を聞いたことがあるのですが、いかがでしょうか。</p>
総務課長	<p>私の方で補助金の申請等をしておりますので、お答え申し上げたいと思います。500 円につきましては 1 回の充電につき 500 円をいただくというものでございまして、原価的には約 180 円から 200 円ということでございます。現在の電気自動車につきまして、バッテリーの容量によりまして、1 回の充電で 100 キロから 150 キロとなっております。その収入でございますが、システムがチャデモチャージというその協会のシステムを使うということでございます。その協会につきましては会員制の協会となっておりますので、カードを使った皆さんについては、その協会に一旦収入として振り込まれます。その後、回数や固定経費の分につきましては戻ってくるというシステムになっております。なおキャッシュベースでご利用いただいた皆さんについては八峰の湯にカードがございまして、そのカードを使ってご利用いただくということになっております。いずれにしても歳入につきましては、一旦チャデモチャージの協会に納めていただいて、それが戻ってくるというシステムでございます。</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p>

日程第 10 「議案第 33 号」

議 長	<p>日程第 10、議案第 33 号 「平成 25 年度小海町一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
（事務局長朗読）	
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
（副町長説明）	
議 長	<p>説明の途中ですが、ここで午後 1 時まで休憩といたします。 （時に 11 時 53 分）</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。（時に 13 時 00 分） 議事に入ります前に、先程、12 時 30 分から議会運営委員会および各常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員長から報告願います。 議会運営委員長 篠原 恒一 君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。 議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。 12 月 12 日(木) 午前 10 時 00 分より 民生文教常任委員会 現地視察あり 12 月 13 日(金) 午前 10 時 00 分より 総務産業常任委員会 現地視察あり なお、合同視察につきましては、午前中申し上げましたとおり 12 月 11 日全員協議会終了後を予定しておりますが全員協議会が時間がかかる見通しですので時間が余り次第実施するという形となります。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ここで町民課長から発言を求められておりますので、これを許します。</p>
町民課長	<p>先程の南佐久環境衛生組合の規約の改正の質疑のなかで質問いただきました、佐久穂町の佐口農集の償還金の関係でございます。償還期間 30 年ものをお借りしておりまして、最終の償還年が平成 38 年度ということでございます。</p>
議 長	<p>休憩前に説明の途中でありました平成 25 年度小海町一般会計補正予算第 3 号について、引き続き説明を求めます。</p>
（副町長説明）	
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で各款あるいは各項目ごとに行います。</p>

	<p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>第2表地方債補正 5ページ</p> <p>【歳入】</p> <p>10款 地方交付税 8ページ上段</p> <p>12款 分担金及び負担金 8ページ中段</p> <p>14款 国庫支出金のうち</p> <p>1項 国庫負担金 8ページ下段から9ページ上段</p> <p>2項 国庫補助金 9ページ中段</p> <p>15款 県支出金のうち</p> <p>1項 県負担金 9ページ下段</p> <p>2項 県補助金 10ページ上段</p> <p>3項 県委託金 10ページ中段</p> <p>16款 財産収入 10ページ下段</p> <p>17款 寄付金 11ページ上段</p> <p>20款 諸収入 11ページ中段</p> <p>21款 町債 11ページ下段</p> <p>【歳出】</p> <p>2款 総務費のうち</p> <p>1項 総務管理費 12ページから13ページ上段</p> <p>2項 徴税费 13ページ中段</p> <p>3項 戸籍住民登録費 13ページ下段</p> <p>4項 選挙費 14ページから15ページ上段</p> <p>5項 統計調査費 15ページ中段</p> <p>3款 民生費のうち</p> <p>1項 社会福祉費 15ページ下段から16ページ上段</p>
4番議員	<p>3款の民生費の20節扶助費530万円予算計上されてございますが、生活応援券配布事業ということでございますが、資料綴りの1ページに記載されていますが、そのなかで税金が滞納されている方には支給されないとおりましたが、税金が払えないで困っているという状況であれば、なおさらこの5,000円というものを支給した方が良いのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
町民課長	<p>税金等町の徴収金に滞納のある方をどうするかということでございますが、12月1日現在で捉えておりますが、当面相談に応じるという対応はとらせていただきたいと思います。簡単に言いますと町の徴収金の滞納分を納入いただければ5,000円のPネット券は給付しますという形でございますが、滞納を全部無くしていただきたいと思いますということでございますので、そ</p>

	ういった対応をとらせていただきますが、町の一般財源を用いる事業でございますので、そういった部分での制限はやむを得ないのかなと考えております。								
10 番議員	同じ問題ですが、その説明資料のなかで、役場窓口に提出していただきたいという形ではありますが、役場窓口に提出するという点では、それなりに負担のある方もあろうかと思いますが、対応をどのように考えているか伺いたいと思います。								
町民課長	役場にお越しになることが大変な方もなかにはおられるであろうということでございます。個々のお宅への通知のなかでの説明に際しましては、代理申請若しくは申請代行をお認めしますということで、代りにどなたかの方やヘルパーさん等に依頼するというようなことが可能な制度をしたいということで、丁寧な説明文を付けて配布したいと思います。この資料のものにつきましては、こういった形で回覧したいという原案でございます。個別の通知には優しく丁寧に記入する予定でございます。								
10 番議員	是非きめ細かい対応をお願いしたいということと併せて、最終的に 2 月 28 日までに対象世帯が来られなかったという場合にはどうするのかということは検討されていますか。								
町民課長	本日要綱は示していませんが、要綱につきましては 3 月末日までとしてございます。趣旨が本年冬の臨時的な経済的な負担軽減ですので、皆さんへの勧奨の目的で 2 月 28 日までという表現を用いております。2 月 28 日を過ぎましても対象者の皆さんには申請を受け付けますし、個々の事情によっては 3 月末日までに来られない可能性もございますので、その間で対象者を把握している分につきましては申請勧奨のお知らせを何回かする予定でございますので、万全を期したいと思います。ただ前回の灯油券配布の時にもありましたが、辞退する方もおられるということですので、最終的なまとめは 3 月末日以降まとまるのかと思っております。								
議 長	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">2 項 児童福祉費</td> <td style="width: 50%;">1 6 ページ下段から 1 7 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>4 款 衛生費のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 項 保健衛生費</td> <td>1 7 ページ下段</td> </tr> <tr> <td>2 項 生活環境衛生費</td> <td>1 8 ページ</td> </tr> </table>	2 項 児童福祉費	1 6 ページ下段から 1 7 ページ上段	4 款 衛生費のうち		1 項 保健衛生費	1 7 ページ下段	2 項 生活環境衛生費	1 8 ページ
2 項 児童福祉費	1 6 ページ下段から 1 7 ページ上段								
4 款 衛生費のうち									
1 項 保健衛生費	1 7 ページ下段								
2 項 生活環境衛生費	1 8 ページ								
10 番議員	住宅管理費について伺います。町営住宅の修繕ということで 150 万円計上していますが、具体的に説明をお願いします。また委託料と工事請負費の関係で 2 階建てのものを取り壊すという計画ですが、住んでいた人たちは現在どうなっているか、そういった人たちに対しては町からの事情での移転ということでもありますから、それなりの対応はされたのかという点を伺いたいと思います。								
町民課長	町営住宅の修繕費 150 万円の増額補正をお願いしてございます。265 万円か								

	<p>ら 415 万円になる内容でございます。このなかには大畑団地の解体予定物件にお住いの 4 戸の皆さんの転居費用も見込んでございます。転居に当りまして大畑団地 4 戸おられた方のうち 1 名につきましては芦谷の特賃住宅へ、2 戸の方につきましては芳の窪の住宅へ転居いただき、1 名の方につきましては小海団地へ転居をお願いしてきております。先月末でほぼ転居は完了状態ということでございます。転居に当りまして、その転居先の住宅そのものに大分空室期間が長かったものですから、改修費がかなりかかったということもございまして、大部分がその関係の費用ということのなかで、転居費用としまして、町の都合で 4 戸の方に転居していただくことから 1 戸当たり 5 万円の転居費用をこのなかで見込んでございます。合わせて 20 万円でございます。町営住宅の解体関係でございますが、設計を組むボリュームがあるということから設計を組まさせていただきますまして 63 万円でございます。建物につきましては延べ床 476 m²ということで、プレキャストコンクリート造ということから、通常の木造住宅の解体とは単価的に差が出るという見込みで現在見込んでいるということから、坪 8 万円程度かかるという予算になっております。</p>				
10 番議員	<p>老朽した町営住宅を解体するというので、そのために住んでおられる皆さんにお引越を願うということであり、転居費用が 1 戸当たり 5 万円という話でございますが、5 万円を支出することには反対するつもりはありませんが、5 万円の根拠を伺いたしたいと思います。</p>				
町民課長	<p>明確な根拠はございませんが、その間の荷物の取りまとめや、その荷物の持ち込みなどを含めまして、なかには業者に依頼する方もおられるのではないかと踏まえ、5 万円ということで相談させていただき皆さんからご了解を得たということでございます。</p>				
10 番議員	<p>初めての事業ではないかと思いますが、これからこういった町営住宅の解体が起ってくることは必然だと思いますので、出来れば制度的に明確なものを作成したうえでやっていくという対応が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>				
町民課長	<p>ご指摘を踏まえて検討してまいりたいと考えます。</p>				
議 長	<p>ここで午後 2 時 10 分まで休憩といたします。 (時に 13 時 53 分)</p>				
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。 (時に 14 時 10 分)</p>				
	<p>5 款 農林水産費のうち</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1 項 農業費</td> <td>19 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>2 項 林業費</td> <td>19 ページ下段</td> </tr> </table> <p>6 款 商工費 20 ページ上段</p>	1 項 農業費	19 ページ上段	2 項 林業費	19 ページ下段
1 項 農業費	19 ページ上段				
2 項 林業費	19 ページ下段				
9 番議員	<p>商工費 4 目の 15 節工事請負費ですが、先程も電気自動車の充電器設置工事のことで質疑がありましたが、松原の温泉の所に計画していると説明があり</p>				

	ました。理由は分かりましたが、資料にビジョンという言葉が何回も出ていますが、例えばクリーンな町づくりなど、設置後のイメージはありますか。
総務課長	この案件につきまして補助事業の申請をした際、県の新しい次世代自動車充電インフラ整備ビジョンの適用に伴って、事業採択されたということでございます。町の方にも長期振興計画の再生可能エネルギーの利活用という計画をたてていますが、県と町のビジョンのなかで、この計画をたてておるということでございます。先程も一部説明申し上げましたが、県内に300幾つかの設置予定の場所があるということでございます。そのなかで今年度は小海町、東御市、白馬村、池田町の4箇所が採択になったということでございまして、県との整合性について、県がしっかりチェックするということになっておりますので、そのチェックのなかで、今回の採択に至っております。将来的にも環境に優しい事業につきましては、積極的に推進していきたいと考えております。
議 長	7 款 土木費 20 ページ下段
4 番議員	7 款土木費の 22 節が 200 万円の減額になっておりますが、具体的な説明をお願いします。
産建課長	当初 500 万円予定しておりました、今回 200 万円減額し計 300 万円という内容でございます。電柱等の移転補償費ということで、主に中電さんにお支払いする電柱の移転ですが、小倉原線が 300 万円の範囲内で出来るという見込みのために 200 万円減額させていただきました。
議 長	8 款 消防費 21 ページ上段 9 款 教育費のうち 1 項 教育総務費 21 ページ下段 2 項 小海小学校費 22 ページ上段 3 項 社会教育費 22 ページ中段 4 項 保健体育費 22 ページ下段
11 番議員	トイレを建設するという話ですが、グラウンドの男女の利用割合はどのように考えているかということと、今回は半分半分ということで良いのですが、新しくトイレを建設する時は女性のトイレをなるべく入口の方にして、女性の方が時間がかかるため多くしている例が多いようですが、その点は考慮したかお伺いします。
生涯学習課長	当初に計画した時には女性のトイレはもうひとつ多かったですのですが、浄化槽を設置するに当たりまして、建築基準法ですと 1 便器当たり 16 人を掛けるという係数がございまして、200 人槽近くになってしまうということで、減らしたということが事実です。正面に入りまして突きあたりが多目的トイレになっておりました、混んでいる時には多目的トイレを利用させていただくということで、このような計画になっております。

議 長	10款 災害復旧費 23ページから24ページ 給与費明細書 25ページから27ページ その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第11 議案第34号</u>	
議 長	日程第11、議案第34号 「平成25年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 1款 国民健康保険税 6ページ上段 3款 国庫支出金 6ページ中段 7款 前期高齢者交付金 6ページ中段 9款 繰入金 6ページ下段から7ページ上段 10款 繰越金 7ページ下段 【歳出】 2款 保険給付費 8ページ上段、中断 3款 後期高齢者支援金等 8ページ下段から9ページ上段 4款 前期高齢者納付金等 9ページ中段 6款 介護納付金 9ページ下段 10款 諸支出金 10ページ上段 11款 予備費 10ページ下段
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。

日程第 1 2 議案第 3 5 号

議 長	<p>日程第 12、議案第 35 号 「平成 25 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>																					
（事務局長朗読）																						
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>																					
（町民課長説明）																						
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">2 款</td> <td style="width: 75%;">使用料及び手数料</td> <td style="width: 20%;">6 ページ上段</td> </tr> <tr> <td>3 款</td> <td>国庫支出金</td> <td>6 ページ中段</td> </tr> <tr> <td>4 款</td> <td>支払基金交付金</td> <td>6 ページ中段</td> </tr> <tr> <td>5 款</td> <td>県支出金</td> <td>6 ページ下段</td> </tr> <tr> <td>8 款</td> <td>繰入金</td> <td>7 ページ上段、中段</td> </tr> <tr> <td>9 款</td> <td>繰越金</td> <td>7 ページ下段</td> </tr> </table> <p>【歳出】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">2 款</td> <td style="width: 75%;">保険給付費</td> <td style="width: 20%;">8 ページから 9 ページ</td> </tr> </table>	2 款	使用料及び手数料	6 ページ上段	3 款	国庫支出金	6 ページ中段	4 款	支払基金交付金	6 ページ中段	5 款	県支出金	6 ページ下段	8 款	繰入金	7 ページ上段、中段	9 款	繰越金	7 ページ下段	2 款	保険給付費	8 ページから 9 ページ
2 款	使用料及び手数料	6 ページ上段																				
3 款	国庫支出金	6 ページ中段																				
4 款	支払基金交付金	6 ページ中段																				
5 款	県支出金	6 ページ下段																				
8 款	繰入金	7 ページ上段、中段																				
9 款	繰越金	7 ページ下段																				
2 款	保険給付費	8 ページから 9 ページ																				
10 番議員	<p>居宅介護サービス給付費のなかで、通所系が 600 万円減額ということですが、この 600 万円はどの程度の規模で、何故減額なのか説明をお願いします。</p>																					
町民課長	<p>通所系ですが、当初予算 1 億 2,800 万円から 600 万円減額で 1 億 2,200 万円でございます。4.6%程の減額でございます。デイサービス、デイケアにつきましては、最近において若干でございますが減少傾向でございます。これは施設入所や入院との関係によって、一人重度の方ですと月に 20 万円位かかりますので、年間 200 万円程度になります。そうしますと 3、4 人の変動で 600 万円程度の数字が動くということになります。老健こうみにつきましては他町村の方もご利用いただいておりますということもございまして、明確な分析は非常に難しい訳でございますが、最近の傾向としましては訪問系が増えてきて、通所系が減ってきているという状況が伺えます。</p>																					
議 長	<p>3 款 地域支援事業費 10 ページから 11 ページ上段</p>																					

	6 款 諸支出金 1 1 ページ下段
11 番議員	戻って申し訳ございません。10 ページ 2 目の敬老会の精算がございまして、600 人が 659 人に増えたということですが、敬老会は区長さんと付き添いの方は 10 人に対して 1 人のはずですが、増えた理由の説明をお願いします。
町民課長	敬老会につきましては分散開催ということで、各地区の皆さんに大変ご協力をいただいて実施してきております。3,4 年に 1 回は全体で集まってということでございますが、25 年度は分散開催で実施してまいりました。昨年度も分散開催で実施しましたが、区長会等でご意見を頂戴したなかで、10 人に 1 人の付き添いでは区の負担が増えてしまうというご指摘を頂戴しました。従いまして 25 年度につきましては、実際にご協力いただいた付き添いの皆さんの実数でカウントするとルールを変えてございます。また体調不良等で急に休んでしまっても料金が取られるということもございましたので、そこも町負担で行ない、区の皆さんの負担を出来るだけ生じないようにしたいということもございまして、付き添いの人数が 97 名から 158 人に増えたということでございます。
議 長	給与明細書 1 2 ページから 1 4 ページ その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 3 議案第 3 6 号</u>	
議 長	日程第 13、議案第 36 号 「平成 25 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 1 款 後期高齢者医療保険料 4 ページ上段 4 款 繰越金 4 ページ下段

	<p>【歳出】 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 5 ページ上段 4 款 予備費 5 ページ下段</p>
	(質疑なし)
議 長	その他全体を通じて質疑のある方、ございませんか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 4 「議案第 3 7 号」</u>	
議 長	<p>日程第 14、議案第 37 号 「平成 25 年度小海町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）について」 を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。</p>
	(事務局長朗読)
議 長	<p>朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。</p>
	(産建課長説明)
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、各款ごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。</p> <p>【歳入】 4 款 繰入金 4 ページ</p>
2 番議員	4 款 2 目基金繰入金ですが、松原、八那池の基金額をそれぞれ教えて下さい。
産建課長	今回補正をした後の見込みでございますが、松原地区は 25 年度末で 646 万 2,150 円になります。八那池地区は 2,695 万 8,365 円の予定になってございます。
議 長	<p>【歳出】 1 款 農集排施設費 5 ページ その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。</p>
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 5 議案第 3 8 号</u>	
議 長	日程第 15、議案第 38 号、

	「平成 25 年度小海町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
（産業建設課長説明）	
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 補正予算書 1 ページ 収益的収入及び支出 2 ページ 資本的収入及び支出 3 ページ 給与費明細書 4 ページから 6 ページ
（質疑なし）	
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
（質疑なし）	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 16 請願第 3 号</u>	
議 長	日程第 16、請願第 3 号「特定秘密保護法制定に反対する請願について」を議題といたします。 ここで、暫時休憩といたします。全員協議会を開催いたしますので全員協議会室へお集まり下さい。開始は午後 3 時 15 分から行ないます。請願陳情綴りを持って全員協議会室へお集まり下さい。 （時に 15 時 00 分）
（全員協議会）	
議 長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。 （時に 14 時 10 分） なお副町長が公務のため席を外しています。 日程第 16、請願第 3 号「特定秘密保護法制定に反対する請願について」を議題といたします。 事務局長に請願書の朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。 請願第 3 号に対する質疑を許します。

	質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。
10 番議員	私は本案を採択の立場で討論いたします。法案は日本国憲法の基本原理を根底からないがしろにし、主権者国民が政府を監視するという立憲主義を壊し、国民の目、耳、口をふさぐ基本的人権、民主主義を破壊する重大な弾圧法になる危険性を持つものだということが審議を通じて明らかになり、マスコミや多くのジャーナリストなどが秘密保護法案に反対し、廃案を求める声は空前の広がりを見せています。また秘密保護法は必要だと言われる皆さんも慎重審議を求め、早速に法制化すべきではないとの動きが広がっています。最近、小海町でも飛行機の影がはっきりと分かる程の超低空飛行をする飛行機が増えています。私は町長に調べていただいたところ、自衛隊の飛行機ではありませんと明確に答え、米軍ではないのでしょうかと言われたそうです。秘密保護法が制定されれば町長は逮捕されるかも知れません。皆さん、この程度の法律だということがはっきりしてきたので、秘密保護法が必要だと言われる皆さんも、もっと慎重に審議をと変わってきたのではないのでしょうか。ある町民の方が言っていました。戦後 68 年間、そんな法律がなくても安全にやってきた、今なぜ必要なのか分からない、そんな法律はつくらないで欲しいと言っていました。私は以上の立場から本案を採択に賛成の討論といたします。
議長	他に討論のある方はございますか。
	(なし)
議長	これで討論を終わります。これから請願第 3 号を採決いたします。 請願第 3 号を採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議長	挙手多数と認めます。 したがって請願第 3 号は、採択とすることに決定しました。
	(事務局追加議事日程、議案綴り配布)
	<u>発議第 10 号</u>
議長	ここで追加議案を日程といたします。 発議第 10 号「特定秘密の保護に関する法律制定に反対する意見書の提出について」を議題といたします。 事務局長に発議第 10 号の朗読を求めます。

(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第7番 篠原 恒一 君。
7 番議員	先程の全員協議会のなかで提出者を仰せつかりましたので、提案理由の説明を申し上げます。只今、局長が申されたとおりの内容でございますが、今日明日にでも国会のなかでは採決されるところにきております。現状においては長野県下の各市町村、知事まで含めて首長の皆さんも慎重に進めてもらいたいという意見でございます。そういったなか現状で、この法案を制定することに対しては大変問題があるということで、我々小海町議会としましても、この採決に向けて意志表示をした方が良いのではないかとということで、意見書を提出していきたいということで提案理由の説明といたします。
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行ないます。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
9 番議員	本意見書に賛成の立場での討論をいたします。政府与党は今臨時国会において秘密保護法案を提出し、野党の反対を無視し、慎重審議も十分行なわれないまま衆議院で強行採決し、先程来からあります会期末が迫るなか、今日明日にも採決を強行しようとしています。この秘密保護法案の危険な本質は政府が特定秘密を指定し、秘密を漏らした人、秘密を知ろうとした人などを厳罰にするというものです。問題は厳罰の対象が公務員だけではなく、全ての国民に向けられるということです。このことは自民党の石破幹事長のデモをテロと同一視するかのようなブログでの発言でも本音が出たと思います。この法案の危険性が知られるようになり、反対の世論は急速に広がっています。日本弁護士連合会、日本ペンクラブ、民放労連、新聞労連を始め広範な平和民主団体労働組合の反対抗議声明が続いています。3日には法案に反対する映画人の会が発足し、映画監督や俳優ら 264 人から賛同の声が寄せられました。同会の呼び掛けでは、戦前、心ならずも戦争に対する翼賛を押し付けられた映画界の先達の反省にたち、苦渋の思いを受け止め、日本映画界は戦後の歩みを開始しました。そのことを思う時、この法案はとても容認することはできませんとして、映画界に反対の声を広げようと訴えています。かつて日本の侵略戦争も大本営発表で突き進みました。情報の根拠が国民に隠されれば国民が知らぬ間に、戦争を始めることになりかねません。国民は戦争を止めることができなくなってしまいます。過去の失敗を二度と繰り返してはならないのです。国民の権利を大

	きく侵害する危険性を含んでいる、この特定秘密保護法を制定しないよう強く求め、私の意見書に対する賛成討論といたします。
議 長	他に討論ございますか。
(なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 10 号を採決いたします。提出者の説明のとおり、発議第 10 号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手多数)	
議 長	挙手多数と認めます。 したがって、発議第 10 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第 17「請願・陳情等」</u>	
議 長	日程第 17、請願第 2 号を議題と致します。 請願書の朗読は、各委員会をお願いいたします。 請願について補足説明のある方は挙手をお願いします。
(補足説明なし)	
議 長	補足説明なしと認めます。
<u>【質疑終了】</u>	
議 長	以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
<u>【常任委員会付託】</u>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第 31 号から議案第 38 号、請願第 2 号は、会議規則第 39 条の規定により、お配りした議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)	
議 長	「異議なし」と認めます。議案付託表のとおり付託致しますので、よろしくご審議の程をお願いします。
<u>散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 一般質問は 10 日火曜日、午前 10 時から行います。 これにて本日は、散会とします。ご苦労様でした。 (時に 16 時 27 分)